

一般社団法人つながり探究所

定 款

一般社団法人つながり探究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つながり探究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながりがもたらす効果を探究し、すべての世代のつながりづくりと居場所づくりのための支援活動を通じて、だれもが安心して暮らせる人にやさしい街づくりの実現を図り、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 子どもの遊び場づくりに関する支援事業
2. 子ども食堂の運営事業

3. 子どもの学習支援事業
4. 駄菓子屋の運営事業
5. 喫茶店及び飲食店の運営事業
6. お弁当の販売事業
7. 食料品、日用品雑貨、衣料品及びその他の物品の販売事業
8. フードバンク事業
9. 高齢者に対する支援事業
10. ひきこもり、ひとり親家庭等の生活困窮者に対する支援事業
11. ヤングケアラーに対する支援事業
12. いじめ、不登校等で悩む子どもや保護者に対する支援事業
13. 産前産後の母親に対する支援事業
14. カウンセリング事業
15. 託児所及び保育所の運営事業
16. 放課後児童クラブの運営事業
17. 学習塾の運営事業
18. 社会貢献活動を行う団体に対する活動支援及びコンサルタント事業
19. 講演、講座の企画運営及び講師派遣事業
20. 各種イベントの企画運営事業

21. WE B サイト、チ ラ シ 等 の 廣 告 物 の 企 画 及 び 制 作 事 業
22. 環 境 保 全 に 関 す る 支 援 事 業
23. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業
24. 介 護 保 険 法 に 基 づ く 居 宅 サ ー ビ ス 事 業
25. 介 護 保 険 法 に 基 づ く 居 宅 介 護 支 援 事 業
26. 介 護 保 険 法 に 基 づ く 介 護 予 防 支 援 事 業
27. 介 護 保 険 法 に 基 づ く 第 1 号 訪 問 事 業
28. 介 護 保 険 法 に 基 づ く 第 1 号 通 所 事 業
29. 障 が い 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業
30. 障 が い 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 地 域 生 活
31. 障 が い 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 一 般 相 談
32. 障 が い 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 特 定 相 談
33. 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 障 が い 児 相 談 支 援 事 業
34. そ の 他 当 法 人 の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 事 業

(公 告 の 方 法)

第 5 条 当 法 人 の 公 告 は、主 たる 事 務 所 の 公 衆 の 見 や す い 場 所 に 掲 示 す る 方 法 に よ り

する。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき

代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場

所を示して、開会の日の5日前までに書面又は電磁的記録をもって通知しな

ければならない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又

は代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって

行う。

(書面議決)

第16条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

- 2 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第17条 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、

議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(種別及び定数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただ

し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その

職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任した者が就任するまでは、なお

理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- (3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 当法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第29条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつ

たとき

(権限)

第30条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の職務を行なう。

(1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定

(2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項

(3) 前第1号、2号の他、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の監督

(5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する

ことができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人・財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
- (6) 第27条第1項の規定による責任の免除

(招集)

第31条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第29条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日から14日以内の日を臨時理事会の開催日とする招集を5日以内にしなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対

しその通知をしなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定員数)

第33条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第34条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、当該利害関係を有する以外の出席理事の過半数の同意をもって決する。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。た

だし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事、監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

た場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 第21条第3項の報告については、本条の規定は適用されない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理

事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(基本財産の維持並びに処分)

第38条 公益目的事業を行なうために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維

持及び管理に努めるものとする。

2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担

保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事の過半数が出席した

理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。

- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

第39条 当法人の財産の管理・運用については、代表理事が行なうものとし、その方法については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規程によるものとする。

(財産の種別)

第40条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、公益目的事業を行なうために不可欠な財産とし以下をもって構成する。

- (1) 公益目的事業のために保有し、移行の登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

- (2) 基本財産として寄附された財産

- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した

書類については、代表理事がその事業年度開始日の前日までに作成し、理

事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき

は、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に

準じて入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみな

す。

4 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終

了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第43条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により、当法人の事業報告および計算書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において第1号及び第2号はその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第44条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、社員総会において社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なう場合も前項と同じである。

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決によ

り変更することができる。

(合併等)

第48条 当法人は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由によるほか、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 5 1 条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の決議を得て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第 5 2 条 事務所には、第 4 3 条に定める書類の他、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の履歴書及び会員の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 情報公開

(情報公開)

第53条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については情報公開規程を設け、それによるものとする。

(公告)

第54条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。

第10章 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第57条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	中村 真由子	武藤 和恵	倉地 亮子
設立時代表理事	中村 真由子	武藤 和恵	倉地 亮子

(設立時社員の氏名及び住所)

第58条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所



設立時社員 中村 真由子

住所

設立時社員 武藤 和恵

住所

設立時社員 倉地 亮子

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人つながり探究所設立のため、設立時社員中村真由子ほか2名の定款作成代理人である小河英仁は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年6月1日

設立時社員 中村 真由子

設立時社員 武藤 和恵

設立時社員 倉地 亮子

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

名古屋市守山区茶臼前 1 4 番 3 5 号

第一緑ヶ丘コーポラス南棟 1 階

行政書士 小河 英仁

令和 7 年 6 月 27 日 一部改正